

第5回 今こそ「大学通信教育」の活用を！

国の非常時には常に注目されてきた「通信教育」

新型コロナウイルス感染症という、この未曾有の国難のさなか、数多くの国公立大学が「遠隔授業（メディアを利用して行う授業）」の実施に踏み出そうとしつつあります。この決断には多くの関係者の「学びを止めてはならない」という断固たる決意を感じるとともに、これまで通信・遠隔教育に携わってきた研究者、また実務者の一人としては、社会からの遠隔教育に対する未だかつてない視線と期待、そして遠隔教育そのものが今後大きく変わってゆくであろうという、ある種の確信めいた「流れ」を感じています。

実は、このような社会の非常時や、あるいは時代の大きな転換期において、国が「通信教育」に活路を見出したという出来事が、戦後の教育史においては幾度かありました。

たとえば大学教育においては、私立大学による「大学通信教育」が、「昭和 22 年に学校教育法によって制度化され、昭和 25 年には正規の大学教育課程として認可（文部省認可通信教育）」¹⁾ されました。これは戦後の「教育の機会均等」という社会からの要請に応えつつ誕生し、その後は社会的役割を時代ごとに変化させつつ、今日に至っています。

また 1950 年頃から 1962 年にかけては「教育職員免許法認定通信教育」として、国立大学でも通信教育事業が実施されていたという事実²⁾ があります。これは公開講座や認定講習等と並び、戦後の第 1 次ベビーブームによる小学校就学人口の急激な増加を予見した国（文部省）による、当時不足していた教員の養成、ならびに現職者の再教育のための教育政策の一環と見ることができます。

さらに今日、「大学通信教育設置基準」においては授業の方法のひとつとして「放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（放送授業）」が規定されていますが、その嚆矢は 1958 年の私立大学による（民法）放送の利用にあるといえます。ところが上記の国立大学における通信教育、特に北海道での事例においては、補助的かつローカルに限定された取り組みでありながらも、当時の北海道大学・北海道学芸大学（現在の北海道教育大学）・教育委員会・教職員組合・NHK 札幌中央放送局が協力し、なんとその 4 年も前から「へき地教育放送講座（後に「現職教育放送講座」と改称）」として、放送を利用した教育事業が実施³⁾ されていました。他のいくつかの県にも見られたこれらの取り組みは、後の（私立）大学通信教育における放送利用に影響を与えただけではなく、「放送による遠隔大学教育のモデル」⁴⁾ として、今日の放送大学のルーツとのひとつともみられています。

このほかにも理・美容師の養成や税務職員の再教育など⁵⁾ においても、通信教育が活用されてきたという歴史的事実があります。このように通信教育の歴史は、戦後の教育史とリンクしながら今日にまで至っていると同時に、国は常に社会の非常時や転換期に際しては「通信教育」とその活用とを念頭に置いてきたともいえるのです。

通学課程の学部等における「大学通信教育」の利活用

未だ混乱の収まらない中、2020年度の授業開始に向けて、各大学が尽力を続けています。その中で「遠隔授業（メディアを利用して行う授業）」の活用ならびに、これまで明示されてこなかった制度面に関する国（文部科学省）の解釈（メディアを利用して行う授業の受講場所に「自宅」が含まれる点⁶⁾、ならびに「教員が自宅において遠隔授業を実施」できること⁷⁾）等が示されました。これらの出来事は、わが国の通信・遠隔教育が、新たな局面を迎えたことを表しているといえます。

しかしその一方で、遠隔授業の実施にはいくつかの問題が立ちふさがっているともいえます。とりわけ、授業の実施・受講にかかわるデータの送受信量など教育・学修環境面の問題、大学側の設備やノウハウ、プラットフォームに関する問題等は、遠隔授業を成り立たしめる上で、避けては通れない問題であるといえます。

こうした諸問題の解決のためにも、「通信教育からの提言」として、今こそ「大学通信教育」の方式と知見とが利活用されてほしいと思います。

たとえば、大学通信教育の授業には「印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（印刷教材等による授業）」と呼ばれる方法があります。これは「四十五時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもつて一単位」とし「添削等による指導を併せ行うものとする」とこととされています。つまり教員・学生の手元に印刷教材等（いわゆる教科書）があり、適切なレポート設題とそこで併せ行われる添削等による指導という諸要件を満たすことにより、単位修得が可能となるわけです。遠隔授業に必要な膨大なデータ通信量と比較すると、eメールやLMS上でのやりとりで発生する通信量の負担が、ごく小さなもので済むということは明らかです。文部科学省におかれては、制度（設置基準等）の枠を飛び越え、たとえ当面の間の緊急措置的な扱いであったとしても、通学課程の学部等の授業にこれらの方式を取り入れるという案を、是非とも検討頂きたいと思う次第です。

また「単位互換」という方策も考えられます。通学課程の大学（学部等）と通信による教育を行う学部を有する大学（通信制大学）とが連携し、卒業に必要な単位数の一部に通信制大学での科目履修により修得した（印刷教材等による授業や放送授業による）単位を含めることを認めることにより、通学課程の大学の負担を軽減したり、あるいは従来から遠隔授業にも先進的に取り組んできた通信制大学と連携をすることにより、そうした大学や学部等の豊富な知見を、大学業界全体として今後の遠隔授業の実施にも活かすことが出来るのではないのでしょうか。

戦後の教育史の中にあって、常に困難を解決するための方途のひとつとして念頭に置か

れてきた通信教育。今現在そこに携わる者の一人として、この未だかつてない難局にあつてこそ、これまで数多の人々の「学びたい」という意欲と願いとに光明を示してきた「通信教育」の制度と知見、方法等が利活用されてほしいと思います。

山鹿 貴史（八洲学園大学）

- 1) 公益財団法人私立大学通信教育協会, 「大学通信教育とは」 <http://www.uce.or.jp/about/>
(2020年4月27日 最終閲覧)
- 2) 山鹿貴史・鈴木克夫, 2018, 「国と通信教育 一戦後大学政策における伏流の系譜一」『平成29年度 日本通信教育学会 研究論集』日本通信教育学会.
- 3) 北海道大学 編, 1980, 『北大百年史 部局史』ぎょうせい.
- 4) 赤堀正宜, 1992, 「教師教育における放送の役割 一『北海道現職放送教育講座』の事例を中心に一」『放送教育開発センター研究紀要』第7号、放送教育開発センター.
- 5) 河崎吉紀, 2008, 「福祉としての通信教育 一勤労青年から引きこもりへ一」佐藤卓己・井上義和 編『ラーニング・アロン』新曜社.
- 6) 文部科学省, 2020, 「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）元文科高第1259号 令和2年3月24日」
- 7) 文部科学省, 2020 「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係る Q&A 等の送付について 事務連絡 令和2年4月1日」